

身体的拘束適正化のための指針

医療法人 社団 創健会

I 身体的拘束適正化に関する考え方

身体拘束は患者・利用者（以下、患者と略す）の生活の自由を制限することであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人では、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員1人ひとりが身体的・精神的・社会的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践することとする。

1 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

「サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。」

2 緊急やむを得ない場合の三原則

患者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで、身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素すべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

- 1) 切迫性：患者本人または他の患者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケア方法がないこと。
- 3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

II 身体的拘束適性化に関する施設理念と基本方針

1 施設理念と基本方針

当法人においては、原則として、患者に対する身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。身体拘束は患者の人権を尊重し、倫理的配慮を念頭に患者の生命・安全確保のために最終手段として行う。また、患者の生命の危機と身体的損傷を防ぐために最小限に行い、二次的な身体障害や偶発症に十分注意する。

2 やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体行動制限廃止・虐待防止・認知症ケア委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するように努める。

3 日常の介護における留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- 1) 患者主体の行動・尊厳ある療養・生活になるよう援助する。
- 2) 言葉や対応等で、患者の精神的な自由を妨げない。
- 3) 患者の思いを汲みとり、患者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- 4) 患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体行動制限廃止・虐待防止・認知症ケア委員会が中心となって多職種で協議・検討する。
- 5) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、患者に主体的な療養・生活をしていただけるよう援助する。

III 身体的拘束適性化に関する体制

身体行動制限廃止・虐待防止・認知症ケア委員会の設置、身体的拘束適性化担当者を配置

1 設置及び目的

身体行動制限廃止・虐待防止・認知症ケア委員会及び身体的拘束適性化担当者を配置し、患者の人権を尊重し、倫理的配慮を念頭に患者の生命、安全確保にむけた職員教育を図る。

2 法人 責任者

・医療法人 社団 創健会 理事長（医師）

3 身体行動制限廃止・虐待防止・認知症ケア委員会構成員及び身体的拘束適性化担当者

・各年度における構成員・担当者は「諸会議・委員会の目的・活動・構成」に明記。

4 身体行動制限廃止・虐待防止・認知症ケア委員会の開催

・毎月第1月曜日 13時30分から開催。

・その他、委員長の招集にて必要時に臨時委員会を開催。

IV やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、下記の要点を遵守し「身体行動制限廃止・虐待防止・認知症ケアファイル」に従って実施する。

- 1 カンファレンスの実施
- 2 患者本人や家族に対しての説明・同意
- 3 記録と再検討
- 4 三原則の全てが該当しない場合の速やかな解除
- 5 身体拘束の実施においては、上記に加えて、身体行動制限廃止委員会へ「身体的拘束等実施報告書」を用いて報告する。委員会にて分析し、今後の対応について職員へ周知を行う事とする。

V 身体的拘束適性化に関する各職種の役割

身体的拘束適性化のためにチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たすこととする。

1 職種ごとの役割

理事長

法人関連施設における諸問題の総括責任

医師

医療行為への対応

看護職員との連携

記録の整備

薬剤師

薬剤の作用・副作用の情報提供

医師との連携

看護職員

医師との連携

病院/施設における医療行為の範囲の整備

患者の状態観察

記録の整備

社会福祉士・介護支援専門員

医療機関、施設、家族との連携調整

本人/家族の意向に添ったチームケアの確立にむけた連携調整

記録の整備

介護職員

患者の疾病、障害等による行動特性や尊厳を理解した基本的ケアの充実

記録の整備

リハビリテーション専門職

心身機能の評価や変化の情報提供

リハビリテーション介入による身体機能/日常生活能力の向上

記録の整備

事務員

介護/診療情報の管理

病院/施設のソフト・ハード面の改善

備品管理

VI 身体的拘束適正化に関する職員教育・研修

法人関連施設の医療・介護に従事する全職員を対象に、身体行動制限廃止と高齢者虐待防止に向け、人権を尊重した介護及び看護の励行を図り職員教育を行う。

職員教育の内容

定期的な教育・研修を実施する

新任者に対する身体拘束廃止及び虐待防止のための教育・研修を実施する

委員会構成員が必要な教育・研修に参加する

VII 薬物の適性使用に関して

BPSDに対する向精神薬使用ガイドラインに従って当法人採用薬の範囲で使用する。

VIII 身体拘束に準ずる行為の適性化に対して

身体拘束に準ずる行為（離床センサー等の使用）に関しても、やむを得ず身体拘束を行う場合の対応に準ずる。

IX 身体的拘束適正化のための指針等の開示について

以下の方法により利用者及び家族等を開示する。

- ・利用案内へ、利用者及び家族の方が閲覧を希望される場合は「身体的拘束適性化のための指針」を開示する事を明記。